オ　出席番号順に着席する。
カ　終了のチャイムが鳴ったら筆記用具を置き，答案がすべて回収され，点検が終了するまで私語をしない。

5．校 外 生 活

(1) 常に公衆道徳を守り，他に迷惑をかけないよう心掛ける。
(2) 宿泊を伴う旅行等は保護者の同意を得て，旅行届（学割申請）を提出すること。
(3) 男女間の交際は互いの人格を尊重し，高校生らしく，節度を保ち，明るいものとするよう努める。
(4) アルバイトについては学校生活が疎かになるので望ましくない。やむを得ずアルバイトをする場合は，場所，内容，時間等に留意し，保護者の同意を得た後，学校に届け出る。
(5) 運転免許について
ア　生徒の安全確保のため，卒業まで運転免許の取得は認めない。
イ　自動車運転免許証については第３学年の学年末考査終了後から自動車教習所への入所を認める。その際は許可願を提出すること。
ウ　自動車運転免許証の取得は卒業後とする。

6．服　　装

(1) 服装・身だしなみは常に清潔，質素，端正を心掛け，本校生徒としての品位を保つこと。
(2) 通学時は，学校指定の制服を着用する。制服の変形，改造を禁止する。
(3) 男子制服
ア　白無地のワイシャツに，黒の詰襟学生服とし，

学生服には規定のボタンをつける。
イ　規定の襟章を学生服の左襟につける。
(4) 女子制服
ア　白無地のワイシャツに，規定の紺サージの上衣およびセパレートのスカート（24本ひだ）を着用する。
イ　規定の胸章を上衣の左胸につける。
ウ　ストッキングを着用する場合は，黒またはナチュラル（ベージュ）で無地のものとする。
(5) 男女ともに，５月１日から10月31日の期間は上衣を省略してもよい。その場合は，白色無地のワイシャツを着用する。また，無地のニットベスト（Ｖネック）の着用を認める。ただし，色は白，黒，紺，グレー，ベージュ，茶とする。
(6) 男女ともに，11月１日から４月30日の期間は，制服の上衣の下に無地のカーディガン，セーター（Ｖネック）の着用を認める。ただし，色は白，黒，紺，グレー，ベージュ，茶とする。
(7) コート類は着用してもよいが，華美でないものとする。
(8) ピアス，ネックレス，指輪等の装飾品は身に付けない。
(9) マニキュア，化粧等は禁止する。リップクリームは無色とする。
(10) 頭髪は常に清潔を保ち，高校生らしい髪型であること。染色や脱色およびパーマ，エクステ，および奇抜な髪型を禁止する。
(11) 規定以外の服装で登校する場合は許可を得ること。